

精華町農業委員会会議録

1、開会の日時

令和6年11月28日午後1時30分

2、開会の場所

役場庁舎6階審議会室

3、出席した農業委員は次のとおりです。

1 番	石本	晋也	2 番	澤田	嘉之
5 番	田中	正博	7 番	山本	功
8 番	井澤	茂治	9 番	中川	茂成
10 番	田中	安弘	11 番	山本	千恵子
12 番	田中	吉照	16 番	杉嶋	秀美
17 番	森島	隆詞	18 番	井上	和也
19 番	岩井	三郎			

4、欠席した農業委員は次のとおりです。

13 番 杉本 邦子

5、出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

3 番	野秋	眞秀	4 番	堀内	大
14 番	新司	吉行	6 番	中村	正

6、欠席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

15 番 松尾 清敏

事務局
森田 吉弥
山口 健司
枅谷 洋輝
下村 祐未

7、議案

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第3号	令和6年度農用地利用集積計画（第8次）の決定について
報告第1号	非農地証明交付申請について
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による通知について

8、署名委員

16 番 杉嶋 秀美
17 番 森島 隆詞

9、閉会の日時

令和6年11月28日午後3時5分

審議の経過

議長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和6年第12回農業委員会総会を開催させていただきます。

ただいまの出席委員は14名中13名であり、過半数以上の出席がありますので、農業委員会等に関する法律第27条3項により、総会が成立していることを報告します。

また、農地利用最適化推進委員は5名中4名の方に出席いただいております。

議長 本日の署名委員は、16番杉嶋秀美委員、17番森島隆詞委員のお二人にお願いします。

それでは、ただいまから農地法の審議に入ります。

議長 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。

1番から3番について事務局より議案の提案及び説明を願います。

事務局 それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、でございます。
1ページをお開きください。1番でございます。

【 提案説明 】

場所については3ページ・4ページの地図のとおり、むくのきセンター北側及び、精北小学校の西側になります。

本件については、譲渡人は高齢により経営規模縮小のため、譲受人は専業農家に転向するための、所有権の無償移転申請です。

譲受人は営農地のすべてを耕作されており、農作業従事日数につきまして、要件を満たしております。

また、耕作によりまして周辺農地に影響を及ぼすことはないと考えられます。

したがいまして、農地法第3条第2項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相当と考えております。

続いて2ページをお開きください。2番でございます。

【 提案説明 】

場所については5ページの地図のとおり、川西土地改良区用水ポンプ場のそばになります。

本件については、譲渡人は高齢で後継者不在により耕作が困難になったため、譲受人は営農規模拡大のための、所有権の有償移転申請です。

譲受人は当該地の隣接する農地の耕作者であり、また営農地のすべてを耕作されており、農作業従事日数につきまして、要件を満たしております。

また、耕作によりまして周辺農地に影響を及ぼすことはないと考えられます。

したがいまして、農地法第3条第2項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相当と考えております。

それでは、2ページにお戻りいただき、3番でございます。

【 提案説明 】

場所については6ページの地図のとおり、国道163号と山田川の間にあります。

本件については、譲渡人は相続で当該農地を取得したものの維持管理ができないため、譲受人は譲渡人の要望によるための、所有権の有償移転申請です。

当該地はすでに荒廃しており、また国道163号の拡幅工事の関係から北側部分を買収されたことにより、直接の接道がない状況ではありますが、譲受人からは工事が終了しスロープが設置されるまでは維持管理を行い、設置後から耕作を始めるとのことです。

譲受人は営農地のすべてを耕作されており、農作業従事日数につきまして、要件を満たしております。

また、耕作によりまして周辺農地に影響を及ぼすことはないと考えられます。

したがって、農地法第3条第2項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相当と考えております。

以上です。

議 長 議案第1号の1番については、里地域は井澤委員、僧坊地域は澤田委員、舟地域は田中??照委員が現地確認を行ってまいりますので、まず、井澤委員から補足説明をお願いします。

井 澤 8番、井澤です。

1番のうち、里地域に該当する尼ヶ辻につきまして、報告します。11月25日に岩井会長、澤田委員、田中??照委員と山口局長補佐と申請のありました現地を確認しました。

当該地は農地として、適正に管理されておりました。今後も適正な管理が見込まれますので、地元担当委員としては問題のないものと考えておりますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。続いて、澤田委員から補足説明をお願いします。

澤 田 2番、澤田です。

1番のうち、僧坊地域に該当する石ヶ町と拝殿につきまして、報告します。11月25日に岩井会長、井澤委員、田中??照委員と山口局長補佐と申請のありました現地を確認しました。

当該地は農地として、適正に管理されておりました。今後も適正な管理が見込まれますので、地元担当委員としては問題のないものと考えておりますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。続いて、田中??照委員から補足説明をお願いします。

田 中 12番、田中です。

1番のうち、舟地域に該当する百久保と本庄につきまして、報告します。11月25

日に岩井会長、井澤委員、澤田委員と山口局長補佐と申請のありました現地を確認しました。

当該地は農地として、適正に管理されておりました。今後も適正な管理が見込まれますので、地元担当委員としては問題のないものと考えておりますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。議案第 1 号の 2 番については、地区担当委員の森島委員が現地確認を行っておられますので、補足説明をお願いします。

森 島 17 番、森島です。

本件につきまして、11月20日に石本委員と山口局長補佐と申請のありました現地を確認しました。

当該地は農地として、適正に管理されておりました。今後も適正な管理が見込まれますので、地元担当委員としては問題のないものと考えておりますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。議案第 1 号の 3 番については、地区担当委員の中村委員が現地確認を行っておられますので、補足説明をお願いします。

中 村 6 番、中村です。

本件につきまして、11月22日に杉本委員と山口局長補佐と申請のありました現地を確認しました。

事務局からの説明にもありましたとおり、当該地はすでに荒廃しており、また、国道 163 号の拡幅工事に伴い、各筆の北側部分はすでに道路用地として買収され、直接の接道がない状況となっています。

譲受人は、国道 163 号が拡幅され、新たにスロープが設置されるまでは、草刈り等の保全を行い、スロープ設置後から、耕作を始める予定で、今後は適正な管理が見込まれますので、地元担当委員としては問題のないものと考えておりますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。それでは議案第 1 号の議案について、審議をお願いいたします。

議 長 何かご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

議 長 それでは、議案第 1 号についての計画決定に賛成の方の挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。
議案第 1 号についての計画は議案どおり決定いたします。

議 長 次に、議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、
を議題とします。
事務局より議案第 2 号について、提案及び説明を願います。

事務局 それでは議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、
で、でございます。
7 ページをお開きください。1 番でございます。

【 提案説明 】

場所については 8 ページの地図のとおり、西北集会所の南側になります。
本件は、貸付人の孫にあたる借受人が使用貸借により、当該地で農家住宅に転用される
ものです。

本件の立地基準につきましては、農用地区域内にある農地以外の農地であって、市街
地の区域又は市街地化の傾向が著しい区域に近接する区域で甲種、1 種、2 種及び 3 種
のいずれの要件にも該当しない農地で第 2 種農地と判断されます。

また、一般基準につきましては転用目的が妥当で、目的実現が確実であり、周辺農地
への営農への支障がないことで要件を満たしております。

したがいまして、農地法第 5 条第 2 項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相
当と考えております。

続いて 7 ページにお戻りいただき、2 番でございます。

【 提案説明 】

場所については 9 ページの地図のとおり、里集会所の南西になります。

譲渡人は当該地北側の住宅も購入して住所も移されておりますが、自家用駐車スパー
スが不足するため、自家用 2 台分と合わせて月極貸駐車場 8 台分の合計 10 台分の露天
駐車場に転用されるものです。

本件の立地基準につきましては、農用地区域内にある農地以外の農地であって、市街
地の区域又は市街地化の傾向が著しい区域に近接する区域で甲種、1 種、2 種及び 3 種
のいずれの要件にも該当しない農地で第 2 種農地と判断されます。

また、一般基準につきましては転用目的が妥当で、目的実現が確実であり、周辺農地
への営農への支障がないことで要件を満たしております。

したがいまして、農地法第 5 条第 2 項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相
当と考えております。

以上です。

議 長 ありがとうございました。議案第 1 号の 1 番については、地区担当委員の石本委員が
現地確認を行っておられますので、補足説明をお願いします。

- 石 本 1 番、石本です。
本件につきまして、1 1 月 2 0 日に森島委員と山口局長補佐と申請のありました現地を確認しました。
当該地は農家住宅用地として転用されます。
排水計画も問題なく、隣接地にも影響がないことから地元担当委員としては問題のないものと考えております。
よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
- 議 長 ありがとうございます。議案第 1 号の 2 番については、地区担当委員の井澤委員が現地確認を行っておられますので、補足説明をお願いします。
- 井 澤 8 番、井澤です。
本件につきまして、1 1 月 2 5 日に岩井会長、澤田委員、田中吉照委員と山口局長補佐と申請のありました現地を確認しました。
当該地は自家用 2 台、月極駐車場 8 台の貸露店駐車場として転用されるものです。
排水計画も問題なく、隣接地にも影響がないことから地元担当委員としては問題のないものと考えております。
よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
- 議 長 ありがとうございます。それでは議案第 2 号の議案について、審議をお願いいたします。
- 議 長 何かご質問等ございませんか。
- 議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。
よろしいでしょうか。
- 議 長 それでは、議案第 2 号についての計画決定に賛成の方の挙手をお願いします。
- 議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。
議案第 2 号については、許可相当の意見をつけて、先に知事に進達することに決定します。
- 議 長 次に、議案第 3 号、令和 6 年度農用地利用集積計画（第 8 次）の決定について、を議題とします。1 番から 1 2 番について、事務局より議案の提案及び説明を願います。
- 事務局 それでは 1 0 ページをお開きください。議案第 3 号、令和 6 年度農用地利用集積計画（第 8 次）の決定について、精華町長より、農用地利用集積計画の提出があったので旧

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求める。

11ページをお開きください。1番でございます。

【 提案説明 】

場所については18ページの地図、真ん中より上の部分で、農免道路西側となります。

11ページにお戻りいただき、2番でございます。

【 提案説明 】

場所については18ページの地図の下の方で、同じく農免道路西側となります。

続いて12ページに移りまして、3番でございます。

【 提案説明 】

場所については21ページの地図の上の方で、木津川上流浄化センターの南西になります。

12ページにお戻りいただき、4番でございます。

【 提案説明 】

場所については21ページの地図の下の方で、木津川上流浄化センターの南西になります。

再び12ページにお戻りいただき、5番でございます。

【 提案説明 】

場所については24ページの地図の下の方で、京田辺市の境付近になります。

13ページをお開きください。6番でございます。

【 提案説明 】

場所については26ページの地図のとおり、山手幹線の西側になります。

13ページにお戻りいただき、7番でございます。

【 提案説明 】

場所については28ページの地図のとおり、精華町役場の北西になります。

再び13ページにお戻りいただき、8番と次の14ページの9番は利用権の設定を受ける方が同じ方となりますので、一緒に説明させていただきます。

8番でございます。

【 提案説明 】

14ページに移りまして、9番でございます。

【 提案説明 】

場所については30ページの地図のとおり、乾谷ファミリー農園の北側と、31ページの地図のとおり、山田川の北側になります。

14ページにお戻りいただき、10番でございます。

【 提案説明 】

場所については33ページの地図の下の方で、山田川の南側になります。

再び14ページにお戻りいただき、11番でございます。

【 提案説明 】

場所については33ページの地図の上の方で、山田川の北側になります。

15ページに移りまして、12番でございます。

【 提案説明 】

場所については24ページの地図の下、農免道路の北側になります。

以上の1番から12番の計画につきまして、全部効率要件、農作業常時従事要件等の旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項を満たしていると考えられます。

以上です。

議 長 それでは1番から12番の議案について、審議をお願いいたします。

議 長 何かご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。
よろしいでしょうか。

議 長 それでは、議案第3号の1番から12番についての計画決定に賛成の方の挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。
議案第3号の1番から12番についての計画は議案どおり決定いたします。

議 長 続いて13番から14番ですが、農業委員会等に関する法律第31条（議事参与の制限）により、森島委員は審議を行う間、退席をお願いいたします。

議 長 それでは、13番から14番の計画について事務局より議案の提案及び説明を願います。

事務局 それでは15ページにお戻りいただき13番と14番は利用権の設定を受ける者が同じであるため、続けて説明させていただきます。

13番でございます。

【 提案説明 】

続いて、14番でございます。

【 提案説明 】

場所については37ページの地図のとおり、ほうその保育所の北東側と北西側になります。

以上の13番と14番の計画につきまして、全部効率要件、農作業常時従事要件等の旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項を満たしていると考えられます。

以上です。

議 長 ありがとうございます。それでは議案第3号の13番から14番の計画について、審議をお願いいたします。

議 長 何かご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。
よろしいでしょうか。

議 長 それでは、議案第３号の１３番から１４番についての計画決定に賛成の方は挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。
議案第３号の１３番から１４番についての計画は議案どおり決定いたします。
森島委員が着席するまでしばらくお待ちください。

議 長 森島委員にお伝えします。議案第３号の１３番から１４番についての計画は議案どおり決定いたしました。

議 長 続いて１５番ですが、農業委員会等に関する法律第３１条（議事参与の制限）により、山本功委員は審議を行う間、退席をお願いいたします。

議 長 それでは、１５番の計画について事務局より議案の提案及び説明をお願いします。

事務局 それでは１６ページをお開き下さい。
１５番でございます。

【 提案説明 】

場所については３９ページの地図のとおり、精華南中学校の北側になります。

以上の１５番の計画につきまして、全部効率要件、農作業常時従事要件等の旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項を満たしていると考えられます。

以上です。

議 長 ありがとうございます。それでは議案第３号の１５番の計画について、審議をお願いいたします。

議 長 何かご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。
よろしいでしょうか。

議 長 それでは、議案第３号の１５番についての計画決定に賛成の方は挙手をお願いします。

- 議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。
議案第3号の15番についての計画は議案どおり決定いたします。
山本功委員が着席するまでしばらくお待ちください。
- 議 長 山本功委員にお伝えします。議案第3号の15番についての計画は議案どおり決定いたしました。
- 議 長 続きまして、報告第1号、非農地証明交付申請について、を報告します。事務局より報告願います。
- 事務局 それでは、40ページをお開きください。報告第1号、非農地証明交付申請について、でございます。
1番でございます。
【 提案説明 】
場所については41ページの地図のとおり、学研企業の東側と、42ページの地図のとおり、柘榴排水池の南東側になります。
以上です。
- 議 長 本件については、地区担当委員の杉嶋委員が現地確認を行っておられますので、補足説明をお願いします。
- 杉 嶋 16番、杉嶋です。
本件について、11月21日に岩井会長、山本千恵子委員、山口局長補佐と現地を確認しました。事務局から説明のありましたとおり、当該地はすでに山林化しており、離農も困難であると考えられるため、やむを得なく、地元担当委員としては非農地として認定して問題のないものと考えます。
以上です。
- 議 長 本件について何か質問等ございませんか。
- 議 長 質問がないようですので、報告第1号を終わります。
- 議 長 続きまして、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を報告します。事務局より報告願います。
- 事務局 それでは、43ページをお開きください。報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。1番・2番について、一緒に説明いたします。
1番でございます。
【 提案説明 】

続いて2番でございます。

【 提案説明 】

場所についてはともに44ページの地図のとおり、精北小学校の南側になります。
以上です。

議 長 本件について何か質問等ございませんか。

議 長 質問がないようですので、報告第2号を終わります。
議案書につきましては、以上でございます。

< その他 >

議 長 それでは、最後になりましたが、次回の総会について、お諮りします。
令和7年1月9日木曜日午後3時からの開催としたいと思いますが、皆さんのご都合
はいかがでしょうか。

議 長 それでは、次回の総会を令和7年1月9日木曜日午後3時からと決定いたします。
後日、開催については文書で通知いたしますので、よろしくお願いいたします。
本日の予定しておりました議事はすべて終了いたしました。
委員の皆さん、長時間にわたり、慎重な審議をいただき、また議事進行にご協力を賜
りありがとうございました。
これをもちまして、総会を閉会させていただきます。

時に午後3時5分